

求職中申立書（誓約書）

私は、現在求職中であるため、就労証明書を市に提出することができません。

そこで、私は子どもが保育所、認定こども園等へ入所してから９０日以内、もしくは預かり保育の施設等利用給付を希望する日から９０日以内に就職し、就労証明書を市に提出することを誓約します。

なお、提出締切日に就労証明書を提出することができない場合は、保育の実施を解除（入所している施設を退所）、もしくは、子育てのための施設等利用給付の認定を取り消されることに同意します。

令和 年 月 日

久留米市長 宛て

申立人	(住所)
	(氏名) (年 月 日生)
申立理由	1 公共職業安定所（ハローワーク）を利用して求職活動をしている。 2 その他（具体的に： ）
求職活動開始日	令和 年 月 日 (離職した日を記入してください)

◆注意事項◆

*これは、保育所入所(継続入所)及び子育てのための施設等利用給付認定申請のために、久留米市子ども未来部子ども保育課に提出するものです。【問合せ先0942-30-9025】

* 保育認定の要件が変更となった場合は、子ども保育課へ別途保育が必要なことを証明する書類の提出が必要です。

(例：就労が決定した場合は、「就労証明書」の提出が必要となります)

*求職中に保育所の利用が決定した場合、保育短時間での利用となります。

* 求職活動中の入所が認められるのは、年度内で通算90日（3ヶ月）です。例えば、求職活動中として1ヶ月間保育所を利用した後、就労し離職した場合でも、再度求職活動中の期間として認められるのは2ヶ月間です。年度内に再度90日（3ヶ月）の求職期間を設けることはできません。

児童氏名（カタカナで）	生 年 月 日	学年	施設名
	年 月 日	歳児クラス	（入所中・申込中）
	年 月 日	歳児クラス	（入所中・申込中）
	年 月 日	歳児クラス	（入所中・申込中）

記入例

求職中申立書（誓約書）

私は、現在求職中であるため、就労証明書を市に提出することができません。
そこで、私は子どもが保育所、認定こども園等へ入所してから90日以内、もしくは預かり保育の施設等利用給付を希望する日から90日以内に就職し、就労証明書を市に提出することを誓約します。

なお、提出締切日に就労証明書を提出することができない場合は、保育の実施を解除（入所している施設を退所）、もしくは、子育てのための施設等利用給付の認定を取り消されることに同意します。

令和 〇年 10月 5日

久留米市長 宛て

申立人	(住所) 久留米市城南町●●-●
	(氏名) 久留米 ひとみ (昭和58年12月22日生)
申立理由	1 公共職業安定所（ハローワーク）を利用して求職活動をしている。 ② その他（具体的に： インターネットを利用して求職活動をしている ）
求職活動開始日	令和 〇年 4月 1日 (離職した日を記入してください)

◆注意事項◆

*これは、保育所入所（継続入所）及び子育てのための施設等利用給付認定申請のために、久留米市子ども未来部子ども保育課に提出するものです。【問合せ先0942-30-9025】

*保育認定の要件が変更となった場合は、子ども保育課へ別途保育が必要なことを証明する書類の提出が必要です。
(例：就労が決定した場合は、「就労証明書」の提出が必要となります)

*求職中に保育所の利用が決定した場合、保育短時間での利用となります。

*求職活動中の入所が認められるのは、年度内で通算90日（3ヶ月）です。例えば、求職活動中として1ヶ月間保育所を利用した後、就労し離職した場合でも、再度求職活動中の期間として認められるのは2ヶ月間です。年度内に再度90日（3ヶ月）の求職期間を設けることはできません。

児童氏名（カタカナで）	生年月日	学年	施設名
クルメ キラリ	〇年 4月 23日	4歳児クラス	クルメ保育園 (入所中・申込中)
	年 月 日	歳児クラス	(入所中・申込中)
	年 月 日	歳児クラス	(入所中・申込中)